電子マニフェストの 普及状況と普及促進の取組み

▮情報サービス部

11電子マニフェスト普及状況

JWセンターでは、電子マニフェストの普及をさらに加速させるために、種々の普及方策を展開しておりま す。電子マニフェストの加入者数は年々増加し、2021年3月末では約27万社を超えました。また、登録件数 は、新型コロナによる経済活動の低迷の影響を受けたものの毎年増加を続けており、2021年3月末では、3,255 万件を超え、電子化率(普及率)は、65%となりました(表1)。

24	电」、「一フェハーの加八日こ十四五歩川気
	加入者数の内訳

年度 加入者	to 2 ±×6	加入者数の内訳			<i>2</i> ≤ ¢∃ //+ %h	あフルセ [※]
	加八白奴	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	登録件数	電子化率*
2017年度	192,254	165,399	18,309	8,546	26,646,875	53%
2018年度	220,010	191,583	19,581	8,846	28,964,671	58%
2019年度	240,099	209,923	21,063	9,113	31,304,330	63%
2020年度	271,587	239,435	22,738	9,414	32,555,470	65%
2021年度 (見通し)	255,800	222,800	23,400	9,600	34,000,000	68%

[※] 紙マニフェストと電子マニフェストの総数を5,000万件として電子化率を算出

2電子マニフェストの普及促進の取組み

令和3年度は「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月19日閣議決定) に掲げられた電子マニ フェスト普及目標(2022年度において普及率70%)を目指し、環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大 に向けたロードマップ(平成30年10月)」を踏まえ、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便 性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、引き続き、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し て、以下の事業を実施します。

(1) 重点普及対象への普及活動

- ①電子マニフェスト導入によるメリットが大きい、多量排出事業者への普及促進を図ります。
- ②産業廃棄物の排出量が多い種類 (汚泥、がれき類) において、電子マニフェストの利用割合が比較的少な い下水道業(汚泥)、建設業(がれき類)の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機

会を設けるなど加入の働きかけを強化します。

③国、地方公共団体等が発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、公共事業の所管府 省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェスト の利用の促進を要請します。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、全国的な電子マニフェスト導入説明会(導入実務説明会、操作体験セミナー)を、Web会議システム等を活用して開催します。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図るとともに、操作説明会の開催など加入者サポートの充実を図ります。

3電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及びシステム更新

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、 引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

また、電子マニフェストシステムの機器更新(2021年5月予定)を行い、処理能力の向上や機能強化等、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用を確立します。

4電子マニフェスト情報の有効活用等の検討

電子マニフェスト情報をビッグデータとして循環型社会の 形成に向けて役立てるなど幅広く活用することを目指し、電 子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組みま す。産業廃棄物の統計・各種届出等へのデータ活用や電子 マニフェストBIツールを用いた情報提供の高度化に向け、 データ精度の向上や付加価値の高い情報提供の手法等につい て検討します。



関東ブロックにおける処理委託量 https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/area.html#02